

商業発展と公債累増（2）

——ヒューム『政治論集』における二つの「自然史」——

森 直 人

III 商業社会の発展過程と公債の累増過程の関係

ヒュームにおいて商業の発展は公債の累増とどのように関係するだろうか。本節では第一に商業発展が公債に与える影響を考え、第二にブリテンにおける公債累増抑制策の可能性を検討し、第三にこれらの検討を基にして、公債が不可避免的に累増するというヒュームの切迫した論調の原因を、商業社会発展をめぐる肯定的な分析そのものとの関連で考察する。

まず、商業発展が公債に与える影響は次のように捉えることができる。商業の発展は、より多様な奢侈を生み出し、ますます多くの貨幣所有者層を形成する。また代替的な収入手段としての公債所有の確実性を高める。このようにして商業の発展は、公債累増の国内的要因を強め、公債累増に拍車をかける。商業が奢侈を多様化し貨幣所有者を増大させ、これによりさらに公債の累増がもたらされるという点は前節の議論から明らかなので、以下では公債所有の確実化という点を中心として、考察を進めよう。

公債の確実性、および公債所有への動機は、将来の利払いに関する見込みに依存する。公信用がいずれ崩壊すること、それゆえ公債には見誤りようのない不確実性が存在すること、この二点は「公信用について」を通じて繰り返される主張であるが、それにもかかわらず、公債の「現実の利益を伴った約束や有望な外観」は、抗いがたい影響力を人々に及ぼすものとされている。したがってヒュームにおいて、基本的には不確実な収入手段である公債所有への動機を

強めるものは、それが将来にわたって安全だという見込みであると考えられる。そこから政府による利払いの安定性、それを担保する政府それ自体の安定性が、公債の確実性に対する基礎となる。具体的には、政府が将来にわたって存続し、順調に租税収入を得るという見込みが、公債の確実性と、代替的な収入手段としての公債所有への動機を支えるのである。

公信用を支えるものが抵当に入れられた租税だけだというヒュームの叙述¹⁾は、公債と租税をめぐる当時のブリテンにおける財政制度を前提にしている。ここで当時の財政構造を簡単に確認しておこう。その特徴は、公信用全体の確実性が脆弱であり、それがただひとえに租税に依存していた点にある²⁾。確かに、公債の発行は議会の統制を受けており³⁾、またそこには訓練された財政システムが存在していた⁴⁾。しかしそうした財政システムも、決して今日的な意味で効率的なものではなかった。まず、当時の財政全体が個別経費に対する個別租税の対応を特徴とする基金制度により運営されており、歳入と歳出を総合的に集中管理する一般予算は存在していなかった。さらに当時、議会の承認を得ることなく軍事費を中心とした巨額の経費を「臨時費」として各部局債により支出する慣行が存在していたため、利払い財源の確定されていない膨大な流動負債が社会に出回ることとなった。一般予算が欠けている中で、こうした臨時支出による流動的な信用を維持するために、これらの信用をより安定した信用によって支えるという手法が用いられた。そうした信用は最終的には租税により利払い財源の確保された確定公債により支えられることになる。つまり当時の財政には総合的な管理手段が欠けており、戦争の状況により左右される相当に恣意的で不安定な支出が膨張させる公信用を、ひとり租税が支えるというのが、その公信用構造だったのである⁵⁾。

1) "Of Public Credit," PD, p. 357. (田中訳116-117ページ)。

2) 公債に対する保証としての租税の役割に関する概括的な説明についてはブリュア、大久保訳 [2003] 125ページを参照。

3) ハーグリーヴズ、一ノ瀬訳 [1987] 7ページ。

4) ブリュア、大久保訳 [2003] 139ページ。

5) 当時の公信用構造をめぐるこれらの議論については、舟場 [1971] 第二章を参照。また、こノ

当時の財政制度に関するこの前提からすれば、商業の発展は、社会における勤労の増大と技芸の洗練を通じて社会の担税能力と政府の徴税能力を増大させ、また国家の継続性を人々に確信させて、公債の確実性を高めるものと考えられる。生活様式が粗野なものから奢侈的なものへと変化し、商業社会が発展するとき、主権者はより多く、より効率的に社会から租税を引き出すことができる⁶⁾。奢侈的な技芸の形で労働のたくわえを持つ社会は、最もよく担税に耐える社会であると言えることができる⁷⁾。さらに法律や規律といった知識は、「国家がその臣民のインダストリを最大限に利用することを可能にする」⁸⁾。十七世紀の半ばから十八世紀にかけて、ブリテン（イングランド）の行政政府は、その徴税能力を中心に、飛躍的に発展・効率化した⁹⁾。商業が国家を強大化するというヒュームの基本的な主張についてはすでに確認した通りである。社会の富裕化、国家の行政技術の洗練、そして国家の強大化というこれらの事情は、将来にわたる公債の順調な利払いという見込みを強化するものである。したがって、商業の発展は、公債を確実化し、公債所有の動機を強めるものと考えられる。

以上から、ヒュームにおいて、商業の発展は、奢侈をさらに多様化してそれへの欲望をかきたて、貨幣所有者を増大させ、公債を確実化することで、公債累増の国内的要因を増強させると解釈できる。では次に、こうした公債累増に

うした公信用構造と併せて以下の点を確認しておきたい。それは、公債が破滅の極度に至るまでに累増し、国民と公信用のいずれかが必ず破滅するというヒュームの議論には限定がないわけではなく、この議論は、「国民と公信用とが従来管理されてきた方法」を前提としているということである（“Of Public Credit,” PD, p. 361（田中訳122ページ））。『政治論集』において時論的性格を持った叙述は少なくないが、とりわけ「公信用について」に関しては、すでに述べた七年戦争に際しての公債破滅の議論の先鋭化だけでなく、たとえば低利借換えの成功に際してこれを不可能と見る主張を削除するなど（*ibid.* (variant readings), p. 638（田中訳123ページ））、状況に応じた主張の変更が随所に見られる。こうした公債論の柔軟性は、論集におけるヒュームの主張の性格、つまりそれがどこまで理論的なものとして意図されていたかという点を考える上で重要と思われる。

6) “Of Money,” PD, pp. 293-294.（田中訳45-46ページ）。

7) “Of Commerce,” PD, pp. 261-263.（田中訳11-14ページ）。

8) “Of Refinement in the Arts,” PD, p. 273.（田中訳24ページ）。

9) ブリュア、大久保訳 [2003] を参照。

対する抑制策について、ヒュームはどう考えていたのだろうか¹⁰⁾。公債の償還や破棄によってこの公債の累増を止めることはできないのだろうか。

まず、ヒュームにおいて、こうした公債の累増に対して償還により歯止めをかけることは不可能とされている。ヒュームは公債償還が対外的要因と国内的要因の両面から不可能であると考えていた¹¹⁾。対外的要因とは国際情勢の緊張であり、この点については前述のホントらの研究から容易に理解できる。国内的要因とは、公債をめぐる利害関係者たちの近視眼的な本性である。貨幣所有者は、公債以外に資金の有益な運用法を知らないために償還を嫌い、土地所有者（土地税の負担者であり、同時に主たる選挙民である人々）は償還に必要な租税の継続を嫌う。そして自らの政治的利害にさとい大臣には「関係者の全て

10) 以下本文で検討する抑制策は、公債論に付されている幾つかの限定の内部で可能な抑制策である。その限定としては、たとえば先に述べた「国民と公信用が従来管理されてきた方法」を前提とするという点が挙げられる。またさらに、勢力均衡政策の維持によって（時には過度の）戦争が引き起こされるというヒュームの認識も、こうした限定の一つと言えるだろう。これら二つの限定を取り除いて考えるならば、少なくとも以下の二点の公債累増抑制策を考えることができるだろう。

第一には、「利子について」において述べられた貨幣を蓄蔵するだけの国営銀行（“Of Interest,” PD, pp. 284-285（田中訳36ページ））によって、財宝の備蓄により戦争を行うより慎重な古代の方策を（“Of Public Credit,” PD, pp. 349-350（田中訳109-110ページ））、近代において人為的に実現するという抑制策がありうる。ヒュームによれば、「わが国の近代の政策は、紙券信用の使用という、貨幣を駆逐する唯一の方法を受け入れているが、一方、貨幣を集積する唯一の方法である貨幣退蔵の実行を退けて」いる（“Of the Balance of Trade,” PD, p. 324（田中訳80ページ））。これに従えば、国営銀行による貨幣の退蔵は、国際政治の緊張にもかかわらず紙券信用により貨幣が駆逐されている現状に対して、財宝の蓄積により戦争を行うという古代の政策を実現するために提言されていると解釈することができる。この点については、ヒュームの他の主張と整合しないとして疑問を付されながらも、竹本により指摘されている（竹本 [1990b] 24-27ページ）。

第二には、国際政治における緊張を緩和して勢力均衡維持政策そのもののコストを削減する抑制策がありうる。「貿易差額について」および「貿易上の嫉妬について」の二つの論説は、諸国民の間に広がる、根拠を持たない二つの嫉妬を取り除こうとするものである（“Of the Jealousy of Trade,” PD, p. 325（田中訳83ページ））。こうした姿勢は、勢力均衡原理を論じながらも嫉妬や熱情による行き過ぎに対して警告を発する「勢力均衡について」の議論に直結するだろう。すなわち、勢力均衡政策の維持と共に、根拠のない嫉妬による戦争の行き過ぎに歯止めをかけることがヒュームの意図であったと解釈できる。諸国民間の嫉妬を和らげることができれば、「わが国の公債の全ては隣接諸国民の野望よりも我々自身の軽率な熱狂に原因がある」（“Of the Balance of Power,” PD, p. 339（田中訳96-97ページ））とするヒュームの見解に従う限り、公債累増の要因を低減してこれを抑制することができるだろう。

11) “Of Public Credit,” PD, p. 360.（田中訳121ページ）。

にこれほど嫌われる政策」を実行することはできない¹²⁾。

では、ヒュームが最終的には強く勧めている公債の破棄についてはどうだろうか。これに関しては、ヒュームにおいて、所有権の保護は政治と商業の両面において社会の基本的な前提であり、通常の場合には、これを侵害する公債の破棄は不可能と考えられる。ヒュームによれば、政府の基本的な目的は正義の執行であり¹³⁾、この正義の執行に当たって、統治者は普遍的で平等な法に従わなければならない¹⁴⁾。統治者たちが普遍的な法を恣意的に侵害し被治者の生命と財産を危うくすることは、何にもまして警戒されなければならない¹⁵⁾。また実際に所有の安定という利益が政府から得られなければ、統治の基礎である輿論も不安定なものとならざるを得ないだろう¹⁶⁾。他方で、商業の発展に関してもこの所有の安定という条件は不可欠である¹⁷⁾。したがって、所有権の保護は政治と商業の両面において欠くことのできない社会の大前提であり、これはあらゆる正当な所有について、その個別の内容に関わらず一般的に貫徹されなければならない。

確かにヒュームは最終的に公債の破棄を許容しているが¹⁸⁾、公債の破棄を許容する叙述が現れるのは全て公債の累増が「破滅の極度」に達したと想定された後であることに注意する必要がある。そこから、公債の破棄は、「破滅の極度」においてのみ許容される手段だと考えられる。逆に言えば、公債が破滅の極度という例外的な状況に達しない限り、社会の通常の状態においては、公債

12) 以上のヒュームの議論については“Of Public Credit (variant readings),” PD, p. 638 (田中訳122ページ)の注を参照。なお、利害関係者の近視眼的性格について分析を行ったこの注は64年版からは削除されている。70年版からは公債累増を引き起こす大臣の性質のみを記述したパラグラフが本文冒頭近くに追加されている。編者ミラーの注によればこのパラグラフはウォルポールによる減債基金の流用を非難する意図で挿入されたものであるという(“Of Public Credit,” PD, pp. 352-353)。この点について、64年版で削除された注との関係について考察を加える準備を筆者は有していない。

13) “Of the Origin of Government,” MP, p. 37. (小松訳(下)157ページ)。

14) *ibid.*, pp. 40-41. (小松訳(下)163ページ)。

15) “Of the Liberty of the Press,” MP, p. 12. (小松訳(下)216-217ページ)。

16) “Of the First Principles of Government,” MP, pp. 32-33. (小松訳(上)226-227ページ)。

17) “Of Commerce,” PD, p. 255. (田中訳5ページ)。

18) “Of Public Credit,” PD, pp. 361-363. (田中訳124-126ページ)。

の破棄は認められないものと解釈できるだろう。この点については後に公債の自然死を検討する際にあらためて考察する。

以上から、公債の不可避的累増というヒュームの切迫した認識は、商業の発展そのもののうちに公債の累増要因が存在し、またブリテン社会においてこの累増をとどめる手段が存在しない、というヒュームの認識を基礎とするものであると考えられる。そしてこの累増は、抑制手段が存在しない以上、商業社会が公信用を支えることのできる限界点に至るまでとどまることはない。この限界とは、政府の財源であり公信用の唯一の担保である商業と土地からの税収が、公債への利払いを支えることのできるぎりぎりの限界である。すなわちこれがヒュームの言う「破滅と破壊の極度」、「土地が一ポンドにつき十八ないし十九シリングの割合で課税され」、「国民の商工業が完全には失われない範囲で国民が負担できる最大限まで、あらゆる内国消費税と関税とが搾り取られる」¹⁹⁾状態であると考えられる。確かにこれは仮説的に設定された思考実験であり、あまりに極端な想定であることからその現実性にしばしば疑問が付されている²⁰⁾。しかし同時にこれはブリテンにおける公債累増の要因と過程をめぐる上述の周到な分析に基づき、その分析の時間的な延長線上に想定された思考実験、一つの自然史であり、公債累増をめぐる単なる現実認識や既存の言説から生まれた根拠の薄弱な想定ではない。この状態を「国家が非常に驚くべき速さで到達を急いでいる」、「そこヘグレート・ブリテンは明らかに向かいつつある」状態であるとし、またこうした状態の予測が「事物の自然な進展」に導かれた推論であるとするヒュームの立論は²¹⁾、これまでに検討したヒュームにおけるブリテン社会に内在する公債累増要因の分析を基礎としているのである。

商業の発展に伴う公債の破滅的な累増がこのようにヒュームにおいて避けがたいものだったとして、その破滅の極度において公債はブリテン社会に何をも

19) *ibid.*, p. 357. (田中訳117-118ページ)。

20) 坂本 [1995] 361ページ、また Robertson [1983] p. 155 (鈴木訳 [1990] 252-253ページ) など参照。

21) "Of Public Credit," PD, pp. 357-360. (田中訳118-122ページ)。

たらずだろうか。またヒュームの強く勧める自然死は、所有権保護という制約の下で、公債のもたらす害悪をどのように解決することができるだろうか。この点を次に考察したい。

IV 公債累増がブリテンの社会構造にもたらす破滅的な帰結と自然死の意味

この「破滅の極度」に至った公債の累増は破壊的な害悪を生じる。この点は、とりわけ公信用の死という予測を中心に、先行研究の議論が集中するところである。そこでここでは、これまでの解釈とかかわる点についてのみ、選択的に考察を行うこととしたい。具体的には、第一に「破滅の極度」に至った公債の累増が社会にもたらす負の帰結を、第二に「公信用の自然死」の議論が有する含意を検討する。

第一に、破滅の極度に達した公債は、貨幣所有者・土地所有者・労働する人々のあり方を変化させ、商業と政治に害悪をもたらし、総じて商業のもたらす利益を反転させて、社会に広範な危機をもたらしものと考えられる。そして公債累増の自然史が迎える異なる帰結は、この危機における国際政治上の緊張に対する対応の相違により導かれる。

ヒュームによれば、限界まで膨張した公債は、怠惰な利子生活者の手に全ての収入を集め、土地所有者を「国家の執事」へと変容させ、労働する人々に労苦を強いる²²⁾。ここから、社会における勤労の減少と政治的權威の消失を通じ、商業と政治の両側面における危険がもたらされる。一方で、勤労が労苦と怠惰

22) 社会の成員をこのように分類する本稿の解釈は、「どの社会にあっても、その中の労働する階層と怠惰な階層との間には一定の比率が守られることが必要」とするヒュームの叙述に基づいている(“Of Public Credit,” PD, p. 356. (田中訳117ページ))。本稿では、怠惰な階層すなわち不労所得者として土地所有者と貨幣所有者、労働する階層として、自らの勤労により生活の資を得るそれ以外の全ての人々、という形に社会の成員を分類して議論を進める。

そこにおいて、公債所有者は、土地と商業に支えることのできる限界まで進められた課税の全てを公債利子として受け取る(*ibid.*, p. 357 (田中訳118ページ))。土地所有者は土地税を納めるために国家の執事であるかのような過酷さで領地を経営しなければならず、全ての租税をその労働で支える人々は破滅的な労苦を強いられることになる(*ibid.*, p. 357 (田中訳117ページ))。

という両極端の間にある中庸の徳であるとするならば²³⁾、公債所有者の怠惰と労働する人々の労苦への二極分化は、勤労の減退と見ることができる。こうした状況にあって、商工業は租税により崩壊する危険にさらされることになる²⁴⁾。他方で、土地所有者における政治的権威の基礎はその土地財産にあり、過重な土地税は土地所有者の政治的権威を消し去ることになる²⁵⁾。「人民の政治の土台」である下院を支えるこの権威²⁶⁾の消失は、ブリテンの政体に重大な危機を招くことになるだろう。

また勤労の消失は洗練の進展にも大きな害悪をもたらすだろう。すでに見たように勤労は、技術・学芸・社交における洗練の源泉であり、知識および人間性と不可分の連鎖で結ばれている。勤労の減退は単に商業上の危機をもたらすだけでなく、社会における洗練の進展にも大きな害悪をもたらすだろう。

しかしこれに対して、ヒュームの提示する最大の危険は過剰な利払い負担のために勢力均衡政策の維持に困難が生じるという事態であり、本稿冒頭に見た国民と公信用のいずれかの破滅という予測は主としてこの事態から導かれている。この予測の内容は単純なものではなく、その理解のためには若干の検討を要する。まずヒュームの予測の概要を見れば、版を通じて現れる公信用の「三つの死」の類型と、64年改訂版で新たに加えられた「最高度の専制の出現」という可能性が想定されている。第一に、国際政治とは関連なく生じうる公信用の終局として、ヒュームは空想的な償還計画がかえって公信用の瓦解を引き起こす「医者による死」を挙げる²⁷⁾。しかしヒュームがはるかにありうべき可能性として重視するのは残る二つのケースである。すなわち、第二に、国家の危機に際し、国民の安全のために公債の利払い資金を防衛に充てることで公信用の崩壊を招く公債の「自然死」であり、ヒュームは版に関わらずこれを他の可

23) 壽里 [2000] 101-102ページを参照。

24) *ibid.*, p. 358. (田中訳119ページ)。

25) *ibid.*

26) "Of Refinement in the Arts," PD, p. 278. (田中訳27-28ページ)。

27) "Of Public Credit," PD, p. 361. (田中訳122-123ページ)。

能性よりも望ましいものとして提示する²⁸⁾。そして第三に、最悪の可能性として、この資金不足を放置し、ヨーロッパにおける勢力均衡維持政策を放棄することで、やがて他国による占領を許し国民もろとも公信用の崩壊を引き起こす公債の「暴力死」が想定される²⁹⁾。ここで容易な理解を許さないのは、ヒュームがさらにこれに加えて、64年改訂版で挿入された六つのパラグラフにおいて、ありうる帰結として新たに公債所有者への課税という可能性を示し、この場合には、国民のあらゆる所得を意のままとする最高度の専制が生じるだろう、との予測を提示している点である³⁰⁾。

この点で、ヒュームの重視する公債の二つの死と、新たに加えられたこの専制の予測とは、互いにどのような関係にあるのだろうか。まずホントの詳細な議論を参照するならば、ヒュームによる最高度の専制の予測は次のように再構成できる。64年版で想定されている巨大な規模の公債が土地所有者という中間勢力を破壊し、そのため自発的な破産（公債の自然死）がもはや議会によっては実行不可能となり、したがって可能な方策はただ君主による公債所有者への課税のみとなる。この事態の経済的な含意は、64年版では国民のあらゆる収入は公債所有者の手に集まると想定されていたのだから、公債所有者への恣意的な課税は君主の手に国家の全ての収入を与えるという点にある。そしてこの事態の政治的な含意は、ヒュームにおいて文明化された君主制を東洋の専制から区分する基準であり、自由な国制の柱であるはずの中間勢力の消失により、ただ絶対的な君主のみから構成される最悪の専制がブリテンに出現するということである³¹⁾。

こうしたホントの議論を理解するうえでも、ヒュームの国制観における経済と政治の結びつきは、やはり重要と思われる。ヒュームにおいて、政治権力の構成が財産の配分につりあっているという輿論は統治の重要な基礎であ

28) *ibid.*, pp. 361-363. (田中訳124-125ページ)。

29) *ibid.*, pp. 364-365. (田中訳126-127ページ)。

30) *ibid.*, pp. 358-360. (田中訳119-121ページ)。

31) Hont [1993] pp. 338-341 を参照。

り³²⁾、また現に下院の権力の源泉は商業が土地所有者に与えた財産の力に帰されている³³⁾。こうした観点に立てば、巨大な公債が土地所有者から租税を搾り取りながら怠惰な利子生活者しか生まないために、国家から中間勢力の力が失われ、利子生活者への課税が君主にあらゆる所得を集積するために、完全にただ一人の権力により構成される最悪の専制政体が出現することになる。

以上から、公債が対外問題にもたらす帰結に対する64年改訂の意義を考えるならば、自然死に競合する可能性として上記の専制の出現が提示されていると言える。国際政治の圧力の下で取りうる選択が勢力均衡の維持、ないし放棄であり、この放棄が暴力死に帰結することは版にかかわらずヒュームの一貫した主張と解釈できる。問題は勢力均衡の維持が選択される場合の帰結である。改訂以前においてその唯一の帰結は自発的破産、つまり自然死であった。勢力均衡の維持はただ公債を死滅させることによってのみ可能とされていた。これに対して改訂以後では、勢力均衡とそのための資金調達に公債所有者への課税により行われるという新たな帰結が提示されている。公債所有者の意思にそむくこうした課税がありうるとすれば、絶対的な君主により行われると想定するのが現実的である。従ってその場合、勢力均衡は、絶対的な専制により維持される、と言えるだろう。このいずれの帰結が生じるかという点は、下院の権力がどれほど公債に侵食されているか、言い換えれば現実の事態がどれだけ64年挿入部分の極端な想定に接近しているかによって決定されるように思われる。つまり勢力均衡の維持が選択される場合に、土地所有のもと富が公債利払いのための租税によって侵食され、それに応じて下院の権威と権力が消失している程度にしたがって、言い換えれば64年挿入部分が論じている中間勢力の消失がどれほど進展しているかによって、下院による公債の自己破産と君主による公債所有者への課税のいずれかが帰結することになるだろう。したがって、64年挿入部分の想定を加味して考えるならば、公債が対外問題に対してもたらす

32) "Of the first Principles of Government," MP, pp. 32-35. (小松訳 (上) 226-230ページ)。

33) "Of Refinement in the Arts," PD, pp. 276-278. (田中訳27-28ページ)。

帰結として想定されるのは、第一に勢力均衡が放棄される場合としての暴力死であり、第二に、勢力均衡が維持される場合として、中間勢力消失の程度に応じて、自然死、あるいは絶対的専制の出現のいずれかであると考えることができる。

これまでに見たように、破滅の極度に達した公債は、私人の幸福・社会の洗練・国家の強大化という、商業のもたらすはずの利点を反転させて、社会に広範な危機を引き起こす。その公債が行き着く終局の可能性としてヒュームの重視する暴力死、自然死、絶対的専制の出現のうち、ヒュームは一貫して自然死をより望ましい可能性として描いている。最後にヒュームの公債論においてこの自然死の議論が有する意義について、所有権の保護という社会の大前提を侵害する公債の破棄が、どのような前提においてどのような論理から正当化されているのかという問題を中心として検討を加えたい。

「公信用について」において政策的な提言として現れるのは、公債の自然死のみであり、またヒュームはこの提言を実際に強く勧めていたと考えられる。「公信用について」の全体を通じて、公信用制度の害悪や愚かしさは繰り返し非難されているが、この制度の放棄や実践的な償還などは一切提言されていない。むしろ、破滅の極度に至る累増と何らかの形での崩壊とが、「自然な進展」であるとされている³⁴⁾。唯一ヒュームが選択の余地を残しているのはどの死を選ぶかという点であり、この点でヒュームは君主や大臣に公債の自発的な破棄を強く勧めた上で、自然死というこの結末について、「公信用は、ちょうど動物の肉体が自然に死滅と破壊に向かうのと同様に、この終末へと自然に向かう」と述べている³⁵⁾。ヒュームがこの提言に強く執着していたことは、幾つかの手紙や伝記的事実からも推察される³⁶⁾。

34) "Of Public Credit," PD, p. 360. (田中訳121-122ページ)。

35) *ibid.*, pp. 362-363. (田中訳124-125ページ)。

36) 自然死への強い希望を表したヒュームの手紙としては、たとえば L, Vol. 2, Ltr 420: To Elliot [68], p. 184, Ltr 458: To Strahan [71], p. 248などを参照。また晩年のヒュームが国債のもたらす害悪を嘆く姿も伝えられている (Home [1976] p. 16)。なお、後者の資料の利用に当たってご協力を頂いた壽里竜氏にお礼を申し上げる。

しかし、ここで「自然死」における公債破棄がもたらす所有権の侵害がどのように正当化されうるかという問題が生じる。この問題に対して可能なひとつの解答は、公債所有者の利害とそれ以外の国民の利害の比較衡量という議論だろう。しかし、第Ⅲ節ですでに確認したように、ヒュームにおける所有権の安定は、平等で普遍的な法の不変の執行により守られねばならないきわめて重要な社会の基礎である。したがって、国家の特定の成員とそれ以外の成員との間の利害の衡量という議論では、この所有権の侵害を正当化することは難しい。もし政府が恣意的に公債を破棄することが許されるならば、それはヒュームの言う絶対的な専制から決して遠いものではないだろう。ではヒュームはどのようにして、所有権という社会の基礎に対する侵害を、社会的に正当なものとして論じたのだろうか。

この点で、ヒュームにおいて公債の破棄による所有権の侵害は無条件に容認されているのではなく、社会それ自体の自己保存というより上位の前提から正当化されていると考えることができる。確かにヒュームは、国家が信用を破棄しないのはただそれ自身の利害関心によるものとし、公債破棄を容認する議論を行っている³⁷⁾。しかしこれは単なる容認ではなく、そこでは、所有権の安定という文明化された社会の本質的な要請が、自己保存というあらゆる社会に普遍的な要請により停止されているのである。国内外の脅威に直面しながら防衛のための資金に事欠くとき、君主や大臣は利払いのために国家に納められた資金を押収してそれを防衛に用いなければならない。なぜなら、「自己保存の権利は、いかなる個人の場合にも、ましてやいかなる社会の場合にも譲渡することができない」からである³⁸⁾。

以上から、ヒューム公債論における自然死という議論の非常に緊迫した含意を理解することができる。既に見たように、公債の累増は商業社会の発展と勢力均衡の維持という二つの前提から避けがたく、償還によりこの累増をとどめ

37) "Of Public Credit," PD, p. 364. (田中訳126ページ)。

38) *ibid.*, p. 362. (田中訳124ページ)。

ることもまた困難であり、所有権の保護という社会の基礎のために公債の破棄も通常は許されない。それゆえ公債はその破滅の極度に至るまで膨張してしまう。しかしこの破滅の極度に至ったとき、逆に公債の破棄を正当なものとするロジックの構築が可能となる。それが、軍事的な脅威にさらされた社会の自己保存の権利に基づく公債の破棄、すなわち公債の自然死である。社会の安全を確保するための勢力均衡維持の議論は、公債論を通じて所与の前提とされ、同時に公債累増の主要因であったが、この「破滅の極度」においては逆にこれが公債破棄の正当化に利用されている。ヒュームは、公債の累増が商業社会と国際政治との間の緊張を社会それ自身の生存問題にまで極限化してしまうような状況を設定することで、所有権保護という社会の大前提にもかかわらず公債の破棄が正当化される論理を構築したのである。破滅の極度においてだけ公債に関する政策提言が現れるのは、唯一そこにおいてのみ、公債問題の解決が正当な形で可能になるからだと考えることができる。公信用の自然死という提言には、所有権の保護を正義の規則とし、商業発展を肯定し、勢力均衡の必要性を説きながら、それらの要因から生み出される公債累増の害悪の除去を正当化しなければならないという極端に困難な問題へのヒュームの解答を見ることができるのである。

お わ り に

本稿では商業社会発展の構造と公債累増構造との相互関連を考察した。第Ⅰ節でのヒュームにおける商業発展と公債累増の議論をめぐる準備的考察を踏まえて、第Ⅱ節では商業発展の生み出す貨幣所有者層と彼らの奢侈への欲望が公債累増の供給側の社会的要因をなすことを論じた。第Ⅲ節では、商業発展によりこれらの社会的要因が強化されるだけでなく、公債所有の確実性が高められて公債累増に拍車がかかり、さらにブリテン固有の政治体制と文明化された社会における所有権保護という原則の下では公債の償還や破棄によって累増に歯止めをかけることもできないという点を確認した。ブリテンにおいて、公債が

その「破滅の極度」に至るまで累増することをとどめることはきわめて困難なのである。こうした検討を基に、第Ⅳ節では、この破滅の極度において、公債利払いのための重税が、商業発展の動力である勤労を減退させ、政治構造の中心をなす土地所有者の経済的基盤を掘り崩し、さらに資金不足により軍事的な危険すら招くというヒュームの予測を検討した。このように、ヒュームは奢侈を中心とした商業発展の過程を全体としては望ましいものとして描き出しながらも、この過程自体に対して分離不可能であると同時に致命的に危険な問題として公債累増の過程を分析・提示していたと考えることができる。ここでヒュームが強く望んだ公債の自然死とは、国際政治の圧力の下で商業と公債の関係がブリテン社会にもたらすこの重大な問題に対して、社会の基本原則を破壊することなくこれを解決できる論理として構築されたものと解釈できる。そこでヒュームは、公債の累増が社会そのものを破滅的な危険にさらすことを論じ、社会そのものの自己保存という究極の権利を導入することで、公債の破棄による所有権の侵害を正当化しているのである。

以上のように本稿では、ヒュームにおいて一見異質な論調で展開される商業発展と公債累増の「二つの自然史」が、互いに密接な関係を有する一続きの自然史を構成するということを、仮說的ながら明らかにすることができた。そしてこの二つの自然史によって織り成される両義的な歴史過程が、回復不可能なまでに危険な隘路に差し掛かったときのためにヒュームが用意した最後の手段が、公債の自然死というロジックだったと考えることができる。商業論と公債論との間の両義性は、近代商業社会それ自体の構造に固有の問題として、ヒュームの総合的な構造的・時間的分析の枠組みの中で、一つの解決策と共に自覺的に提示されたものと解釈できるのではないだろうか。

なお、本稿では媒介項としての「戦争」をめぐるヒュームの認識についてその詳細に立ち入ることはできなかった。そのため本稿では、仮説的な問題設定の下、商業発展と公債累増との関係をより直接的な結びつきにおいて論じることとなったが、今後は戦争の問題を中心に両者の中間にある様々な要素を考察

に組み込んでゆくことが不可欠となる。この問題については稿を改めて論じることとしたい。またより大きな問題として、商業・戦争・公債という三つの概念を軸としてヒューム商業社会認識を捉えようとする筆者の企図のためには、これら三つの概念が、ヒュームに先立つブリテンの経済思想家たちのそれぞれにどのような形で用いられていたかを検討し、これをヒュームにおけるこの三つの概念の意味内容と関係についての分析に反映させることが必要となる。この点についても順次検討を進めてゆくこととしたい。

(完)

【付記】 本稿は、平成16年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。

略号

MP…… *Essays, Moral and Political, in Essays, Moral, Political, and Literary*, Part I, ed. by Eugene F. Miller, Revised edition, Liberty Classics, 1987. 一部、グリーン＝グロス版を用いた小松茂夫訳『市民の国について』岩波文庫、1952年、1982年を参考にしたが、訳文は必ずしもこれに従っていない。

PD…… *Political Discourses in Essays, Moral, Political, and Literary*, Part II, ed. by Eugene F. Miller, Revised edition, Liberty Classics, 1987. グリーン＝グロス版を用いた田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』御茶の水書房、1983年を参考にしたが、訳文は必ずしもこれに従っていない。

L……… *The Letters of David Hume*, ed. by J. Y. T. Greig, 2 vols, Oxford University Press, 1932.

参考文献

Home, John [1976] *A Sketch of the Character of Mr. Hume and Diary of a Journey from Morpeth to Bath 23 April-1 May 1776*, ed. by David Fate Norton, The Tragara Press.

Hont, Istvan [1993] "The rhapsody of public debt: David Hume and voluntary state bankruptcy" in *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. by Nicholas Phillipson and Quentin Skinner, Cambridge University Press, 1993.

Pocock, John G. A. [1985] *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge University Press. (田中秀夫訳 [1993] 『徳・商業・歴史』みすず書房)。

- Pocock, John G. A. [1993] "A discourse of sovereignty: observation on the work in progress" in *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. by Nicholas Phillipson and Quentin Skinner, Cambridge University Press, 1993.
- Robertson, John [1983] "The Scottish Enlightenment at the Limits of the Civic Tradition" in *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, eds. by Istvan Hont and Michael Ignatieff, Cambridge University Press, 1983. (鈴木亮訳 [1990] 「シヴィック的伝統の極限にあるスコットランド啓蒙」(水田洋・杉山忠平監訳『富と徳』未来社, 1990年))。
- [1993] "Universal monarchy and the liberties of Europe: David Hume's critique of an English Whig doctrine" in *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. by Nicholas Phillipson and Quentin Skinner, Cambridge University Press, 1993.
- Rotwein, Eugene [1970] *David Hume: Writings on Economics*, The University of Wisconsin Press.
- [1992] "David Hume" *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, Vol. 2, Macmillan, pp. 692-695.
- 北村裕明 [1981] 「D. ヒュームと国家破産」『経済論叢』第128巻第1・2号。
- 坂本達哉 [1995] 『ヒュームの文明社会』創文社。
- 壽里 竜 [2000] 「ヒュームにおける「奢侈」と文明社会」『経済学史学会年報』第38巻。
- 舟場正富 [1971] 『イギリス公信用史の研究』未来社。
- 田中敏弘 [1971] 『社会科学者としてのヒューム』未来社。
- [1989] 「ヒュームとコート対カントリ論争」(田中敏弘編『スコットランド啓蒙と経済学の形成』日本経済評論社, 1989年)。
- 田中秀夫 [2002] 『社会の学問の革新』ナカニシヤ出版。
- 竹本 洋 [1990a] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論(1)」『大阪経大論集』196号。
- [1990b] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論(2)」『大阪経大論集』197号。
- ハーグリーブズ, E. L., 一ノ瀬篤他訳 [1987] 『イギリス国債史』新評論。
- ブリュア, J., 大久保桂子訳 [2003] 『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会。
- 村松茂美 [1997] 「世界君主制の思想史ノート」『熊本学園大学経済論集』第4巻第1・2号。